

創業希望者を支援します

H28. 4. 1

【四條畷市での創業支援について】

四條畷市で、新たに創業を希望する事業者、創業5年未満の事業者に対して、産業競争力強化法に基づく「四條畷市創業支援事業計画」の認定を受け、四條畷市、四條畷市商工会、枚方信用金庫忍ヶ丘支店、株式会社日本政策金融公庫守口支店の4者が連携し、窓口相談や必要な知識の習得などの支援を行います。

【創業相談窓口の設置等】

支援機関	支援内容
四條畷市	★相談窓口の設置★各種情報提供
四條畷市商工会	★ワンストップ相談窓口の設置★個別相談窓口の設置※特定創業支援事業 ★創業塾（創業セミナー）の開催※特定創業支援事業
枚方信用金庫忍ヶ丘支店	★相談窓口の設置★創業融資等の金融支援
日本政策金融公庫守口支店	

【特定創業支援事業について】

本市の創業支援事業計画において、『個別相談』または『創業塾（創業セミナー）』を受けた下記内容に達した創業希望者を「特定創業支援事業」を受けた者として認定のうえ、市より証明書の交付を受けることにより、優遇を受けることができます。

個別相談	「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」についての「個別相談」を1ヶ月以上にわたり4回以上受けた場合。
創業塾（創業セミナー）	四條畷市商工会で開催される全ての講義を受講し、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の4つの知識が身に付いたと認められる場合。
その他	創業塾（創業セミナー）の一部を受講できなかった場合で、受講できなかった分野の個別相談を受けた場合。

【特定創業支援事業を受けるメリット】（注）対象者に諸条件がございます。ご了承ください。

株式会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減	★資本金の0.7%が0.35%になります。（最低税額は通常15万円が7.5万円に軽減されます。）
創業関連保証の特例	★創業関連保証（無担保、第三者保障なし）枠が1,000万円から1,500万円に拡充されます。 ★創業6ヶ月前から創業関連保証の支援措置対象となります。（通常は創業2ヶ月前から対象）

創業を希望される方は、まずはワンストップ相談窓口である四條畷市商工会にお問合せ下さい。

【ワンストップ相談窓口】四條畷市商工会（受付時間 9：00 ～ 17：15）

住所：四條畷市中野3丁目5番23号

TEL：072-879-1656 FAX：072-879-1880